

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

新	旧
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	投資信託等の運用に関する規則に関する細則
<p>第1条～第3条の3 (略)</p> <p>(資金の借入れの限度額等)</p> <p>第4条 規則第15条第1項第9号に規定する細則で定める限度額は、次に掲げる場合について当該各号で定める期間及び限度額とする。</p> <p>(1) 投資信託財産が当該投資信託財産の解約代金の支払いに不応ずるために資金手当て(解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含む。)を目的とする場合の借入れは、投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等(有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。)の売却代金の受渡日まで、又は有価証券等の解約代金の入金日まで、若しくは有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間とし、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を借入残高の限度額とする。</p> <p>(2) 分配金再投資型投資信託の分配金の支払いに不応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、分配金の支払日から翌営業日までの間とし、分配金再投資額を借入残高の限度額とする。</p> <p><u>(3) 事故処理に伴う資金手当て(当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。)を目的とする場合の借入れは、投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れとし、この場合の借入れは、当該投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の借入期間及び借入限度額とする。なお、当該借入れの事例として、以下のような事例が考え</u></p>	<p>第1条～第3条の3 (同 左)</p> <p>(資金の借入れの限度額等)</p> <p>第4条 規則第15条第1項第9号に規定する細則で定める限度額は、次に掲げる場合について当該各号で定める期間及び限度額とする。</p> <p>(1) 投資信託財産が当該投資信託財産の解約代金の支払いに不応ずるために資金手当て(解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含む。)を目的とする場合の借入れは、投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等(有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。)の売却代金の受渡日まで、又は有価証券等の解約代金の入金日まで、若しくは有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間とし、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を借入残高の限度額とする。</p> <p>(2) 分配金再投資型投資信託の分配金の支払いに不応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、分配金の支払日から翌営業日までの間とし、分配金再投資額を借入残高の限度額とする。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>られる。</u></p> <p>① <u>ファンド・オブ・ファンズの銘柄組替えにおいて、別銘柄の買付代金の支払いに、組入れ投資信託の売却代金の入金を見込んでいる場合における当該売却代金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ</u></p> <p>② <u>ファンド・オブ・ファンズの分配金の支払いに、組入れ投資信託の分配金の入金を見込んでいる場合における当該分配金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ</u></p> <p>③ <u>証拠金の受領額を当日の資金繰りに見込んでいる場合における当該証拠金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成30年6月13日から実施する。</p>	<p>(同 左)</p>